

# 令和5年第8回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年8月7日(月) 午後1時30分から午後1時50分まで

2. 開催場所 城陽市役所2階 第2会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 19番 谷 則男

委 員

1番 北澤 良祐

2番 服部 茂

4番 奥村 郁雄

5番 稲田 正文

6番 村田 清美

7番 田村 勝美

8番 阪部 幸弘

9番 西村 修

10番 森澤 明

11番 上田 國和

12番 園田 正夫

13番 中村 安秀

14番 奥 哲郎

15番 新井 泉次

16番 森島 孝司

17番 新井 源吾

20番 堀井 吉夫

21番 菊岡 祐一

4. 欠席委員 (1人)

18番 木村 正樹

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第23号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日 程 第 4 議案 第24号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

日 程 第 5 報告 第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 6 議案 第14号 農地法第4条第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 7 報告 第15号 農地法第5条第1項の規定による届出について(専決)

## 農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児  
事務局 岡 正樹  
事務局 村井 萌晟  
事務局 永田 武司  
事務局 住田 智章

## 6. 会議の概要

事務局 開会に先立ちまして事務局から報告いたします。  
(議席番号18番 木村委員から欠席届が提出されています。)  
本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中6名の出席です。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。  
それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。

会長 (挨拶)

会長 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。  
只今より、令和5年第8回農業委員会定例総会を開会いたします。  
なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。

会長 日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。

会長 日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。  
ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
異議なしとのことなので、20番 堀井委員、21番 菊岡委員よろしくお願いいたします。  
なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

会長 日程第3、議案第23号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について利用権貸借を上程し、受付番号55番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号55番について説明します。

本案件は新規設定です。賃貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市観音堂 ●● ●●です。  
資料1に就農理由書を添付しております。  
また、就農理由書のほかに近隣農家等からの実務経験証明が提出されています、

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。●●さんは他の農地で17年ほど野菜を栽培されており、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号55番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号56番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号56番について説明します。  
本案件は令和2年10月1日から令和5年9月30日で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 以前から本案件の農地で水菜を耕作されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号56番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第4、議案第24号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを上程し受付番号8番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号8番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市観音堂 ●● ●●です。  
資料2に位置図を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に耕作管理されており、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。  
受付番号8番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第5、報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号33番から43番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号33番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号34番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市観音堂 ●● ●●です。

受付番号35番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号36番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、宇治市広野町 ●● ●●です。

受付番号37番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、京田辺市大住ヶ丘 ●●● ●●●です。

受付番号38番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市観音堂 ●●● ●●です。

受付番号39番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市観音堂 ●●● ●●です。

受付番号40番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市観音堂 ●● ●●です。

受付番号41番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、京田辺市草内 ●● ●●●です。

受付番号42番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、京田辺市草内 ●● ●●●です。

受付番号43番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

会 長

只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第5を終了します。

日程第6、報告第14号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号7番について、事務局から説明いたします。

事務局

受付番号7番について説明します。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は田 面積は396平方メートル  
届出人は 城陽市観音堂 ●● ●●です。

場所は市街化区域です。

露天駐車場として使用するためです。

すでに駐車場として利用しているため、顛末書が提出されています。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは、

- ・申請地南側に存する市道を取り込まないでください。
- ・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いします。
- ・府道に関する工事を行う場合は、管理者である山城北土木事務所と協議願います。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

との意見が付されています。

資料3に位置図等を添付しております。

会長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。駐車場として利用しているため、顛末書が提出されており、周辺は市街化区域であり、隣接地には農地はないので問題ないと考えます。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、

受付番号8番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号8番について説明します。

土地の所在は、城陽市枇杷庄 地目は田 面積は112平方メートル  
届出人は 城陽市枇杷庄 ●● ●●です。

場所は市街化区域です。

住宅を建築するためです。

すでに宅地として利用しているため、顛末書が提出されています。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは、

・申請地南側に存する市道を取り込まないでください。

・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願いします。

・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。

・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

との意見が付されています。

資料4に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を事務局から報告をお願いします。

事務局 報告いたします。●●委員の立会により現地確認を行いました。宅地として利用しているため、顛末書が提出されており、周辺は市街化区域であり、隣接地には農地はないので問題ないと聞いております。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。

会 長 日程第7、報告第15号 農地法第5条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号2番について、事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明します。

土地の所在は、城陽市久世 地目は畑 面積は866平方メートル

譲渡人は 宇治市伊勢田町 ●● ●● 譲受人は 城陽市久世 ●●●●●●●●

●●●●●● ●● ●●です。

場所は市街化区域です。

露天駐車場として使用するためです。

隣接地に農地はありません。雨水は隣接地の既存排水施設を経て、南側道路側溝に排水します。

環境課からは、

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは、

- ・申請地東側に存する里道を取り込まないでください。
- ・里道に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をお願いします。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

との意見が付されています。

資料5に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。内容については報告どおりであり、周辺は市街化区域であり問題ないと考えます。

あと、事務局へ申請地東側には里道が存在するので、今後の為に公図の添付をして頂くようお願い致します。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第8回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員